

山口県報

平成26年
2月28日
(金曜日)

目次

- 規則
肥料取締法施行細則の一部を改正する規則(農業振興課).....一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
- 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....三
- 公告
国土調査の成果の認証(地域政策課).....五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....五
平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課).....六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....七
- 選管告示
政治団体の名称等.....八
政治団体の異動事項.....八
解散等に係る政治団体の名称等.....九
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....九
政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定の例による届出があった資金管理団体の名称等.....九
- 公安委告示
警備員等の検定の実施.....一〇

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則(昭和二十五年山口県規則第九十三号の二)の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「別表第1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のフ、イ又はウ、ジ」「普通肥料」を「普通肥料(5に掲げるものを除く。)」に改め、同表に次のように加える。

<p>5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年二月二十八日から同年三月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆

の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社オノダネイル
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社オノダネイル
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の八
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 ($t/日$)	工 事 着 手 予 定 日 年 月 日	工 事 完 成 予 定 日 年 月 日	使 用 開 始 予 定 日 年 月 日
六五	二	平成二六 四、一	平成二六 四、一〇	平成二六 四、一〇
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
六五	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	一〇・六	八二	一九四
	一〇・八	一九四	一四
	二・八	一四	二五
	四・二	五・六	〇・四四
	五・六	〇・四四	〇・四四
	〇・四四	〇・四四	一
	一	一	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 ($t/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たり の使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
排水処理施設	鋼鉄製	一〇〇	中和・還元凝集沈	連続	一〇時間	変動なし	(既)		(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	六	六・五	六・一	九・六	二
		五・一	七・五	二・九	一・七	三
〃	〃	六	六・五	八三・九	五〇・七	五
		五・一	七・五	二二・九	二・七	六

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	六・五	六・五	四・五	二
八・六	七・七	六・一	五・三	三

山口県告示第七十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域 山陽小野田市
二 検査の期日、場所等

期日	時間	場所
平成二六、四、一七	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	山陽小野田市赤崎公民館
〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山陽小野田市商工センター
〃	午前一〇時三〇分から午前一一時三〇分まで	山陽小野田市植生公民館

実施する。

平成二十六年四月二十三日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において
三 所在場所における定期検査の期間
平成二十六年十月一日から同年十二月十九日まで
四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アルペン 名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号
 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二号

水野 泰三
 新浪 剛史

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十月六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二〇二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三九台

(二) 駐輪場の収容台数

一三台

(三) 荷さばき施設の面積

三七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社アルペン
 株式会社ローソン

開店時刻
 午前九時

閉店時刻
 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十六年二月五日

(五九) 平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

平成二十六年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	製設 図計	平成二十六年七月六日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
	学 科	平成二十六年九月十四日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで
木造建築士試験	製設 図計	平成二十六年七月二十七日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
	学 科	平成二十六年十月十二日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一
 山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学 科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年四月十日(木曜日)午前十時から同月十四日(月曜日)午後五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号

(三) 受験申込書の提出方法

山口県建築士会館会議室

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十五年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当する者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年三月十七日(月曜日)から同年三月三十一日(月曜日)まで(平成二十六年三月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都中央区京橋二丁目一四番一号公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇四一〇〇三一)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十六年三月二十四日(月曜日)午前十時から同年三月三十一日(月曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十六年八月二十六日(火曜日)頃

2 木造建築士試験

平成二十六年九月九日(火曜日)頃

(二) 最終合格者

平成二十六年十二月四日(木曜日)頃

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十六年三月十日(月曜日)から同年四月十四日(月曜日)まで次の場所において行う。

配布場所	所在地
------	-----

一般社団法人山口県建築士会

山口県建築士会岩国支部

山口県建築士会防府支部

下関市都市整備部建築指導課

宇部市土木建築部建築指導課

萩市土木建築部建築指導課

下松市建設部住宅建築課

光市建設部建築住宅課

長門市建設部都市建設課

柳井市建設部土木建築課

周南市都市整備部建築指導課

山陽小野田市産業建設部建築住宅課

山口市大手町三番八号

山口県建築士会館
岩国市尾津町一丁目六番三四号

株式会社吉村設計事務所内
防府市大字新田二〇三三の一

株式会社防府建設事務センター内
下関市南部町一番一号

宇部市常盤町一丁目七番一号
萩市大字江向五一〇

下松市大手町三丁目三番三三〇
光市中央六丁目一番一号

長門市東深川一三三九の二
柳井市南町一丁目一〇番二号

周南市岐山通二丁目一
山陽小野田市日の出二丁目一番一号

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。

(三) 設計製図の課題は、平成二十六年六月十一日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び一般社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。

(六〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字河内字檜ノ木

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市生野屋四丁目五番四号



山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

山口県選挙管理委員会 中野 聡

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
尾上より子後援会	菊地 隆次	則松 界	山口市小郡下郷815の6		平成26、14
活力みなぎる県政を美観する会	前田 隆康	前田 隆康	赤妻町3番/号		31
木谷ひろし後援会	木谷 博	木谷 淳子	秋穂二高4594		7
倉重浩俊後援会	小田 秀昭	倉重 浩	吉敷上東/丁目14番6号		15
しのぎき圭二後援会	上野 隆	花村 太郎	宇部市岬町2丁目3番15号		27
俊光会	牧野 敏也	高杉 豊子	山口市古熊/丁目6番11号		31
青龍会	〃	〃	〃		28
せき伸久後援会	関 伸久	関 伸久	萩市大字椿東2399の1		27
平岡望俊後援会	平岡 望	原田 雄三	下関市武久西原台11番1号		14
防府新天飛組(首長の多選をはばむ会)	青木 明夫	小方 幸昭	防府市三田尻本町7番1号		24
美原喜大後援会	柳井 松雄	土井留美子	萩市大字下小川1189		7
村岡つぐまさ後援会	前田 隆康	前田 隆康	山口市赤妻町3番/号		20

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

山口県選挙管理委員会 中野 聡

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (届出年月日)
		新	旧	
公明党西山口総支部	名称	公明党西山口総支部	公明党下関総支部	平成26、7
	代表者	曾田 聡	未永 昇	
	会計責任者	新城 寛徳	曾田 聡	
	事務所	下関市秋根西町2丁目7番2号	下関市上田中町4丁目6番12号	
公明党東山口総支部	名称	公明党東山口総支部	公明党周南総支部	〃
	会計責任者	越澤 二代	金井 光男	
	事務所	周南市上遠石町11番48号	周南市大内町4番14号	
自由民主党小野田支部	代表者	早川 幹夫	長沢 昭明	〃
	事務所	山陽小野田市中央2丁目1番1号	山陽小野田市高菜3丁目7番1号	
自由民主党下関支部	代表者	塩満 久雄	伊藤 博	〃
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部	会計責任者	中林 修二	篠崎 圭二	〃

自由民主党山口県下関市第二支部	代表者	山田 等	伊藤 博	〃	〃	15
いとう博後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
江本都夫後援会	〃	岡田 幹男	河村 芳人	〃	〃	31
河内山哲朗後援会	会計責任者	河内山美喜代	河内山利男	〃	〃	〃
	代表者	有田 勇治	中嶋 政雄	〃	〃	〃
幸福実現党宇部後援会	会計責任者	相浦 慎治	長富 悦子	〃	〃	27
	事務所	宇部市雁山町2丁目7番23号	美祿市大嶺町東分326の1	〃	〃	〃
三公会	会計責任者	河内山美喜代	河内山利男	〃	〃	31
清水敏保後援会	代表者	蛭子 聡	山田 建夫	〃	〃	17
青眼会	会計責任者	馬野 昭彦	山野 貴教	〃	〃	8
竹中一郎後援会	代表者	村本 哲也	徳田 容丈	〃	〃	〃
	〃	阿部 次男	山野 貴教	〃	〃	〃
松浦正人を支える会	会計責任者	馬野 昭彦	藤村 裕一	〃	〃	〃
松田一志後援会	事務所	岩国市川西2丁目4番14号	岩国市川西2丁目4番13号	〃	〃	14
山口県ビルメンテナス政治連盟	代表者	山田 泰	豊谷 光哉	〃	〃	21

山口県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
公明党岩国総支部	越澤 二代	河合 伸治	岩国市前町2丁目60番10号	平成26年1月6日
公明党宇部総支部	小泉 利治	新城 寛徳	宇部市大小路2丁目7番35-5号	〃
自由民主党山口県下関市第二支部	山田 等	山田 等	下関市唐戸町5番3号	平成25年12月20日
いとう博後援会	〃	〃	〃	〃
上田好寿後援会	上田 均	上田 勝利	山口市秋徳東3216	〃
神岡光人後援会	尾川 俊夫	神岡美佐子	大島郡周防大島町大字小松937の14	平成24年9月20日
河内山哲朗後援会	真安 徹	河内山美喜代	柳井市伊保庄2562の2	平成25年12月31日
三公会	河内山哲朗	〃	〃	〃
橋本守雄後援会	橋本 守雄	橋本 愛子	〃	〃
	橋本 守雄	橋本 愛子	〃	〃
原田清後援会	金本 茂	高野 義一	山口市阿知須3606	〃
躍動する山口を創る会	小澤 克介	植梨 博一	〃	〃
	小澤 克介	植梨 博一	〃	〃
よしやてつお後援会	水野 恒	水野由紀子	長門市東深川1425の7	〃
	水野 恒	水野由紀子	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			備考 （資金管理団体でなくならざった旨の届出年月日）
		資 金 名 称	管 理 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	
届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 名 称	管 理 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	備考 （資金管理団体でなくならざった旨の届出年月日）

河内山哲朗	柳井市長	三公会	柳井市伊保庄2562の5	河内山哲朗	平成26、1、31
-------	------	-----	--------------	-------	-----------

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日	備 考
いとう博後援会	下関市唐戸町5番3号	伊藤 博	平成26、1、15	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は山口県議会議員である。



山口県公安委員会告示第六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十六年二月二十八日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員種別
 - 種 別 級 受検定員
 - 雑踏警備業務 一級 三十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験

日 時 平成二十六年六月三日（火曜日）の午前十時から正午まで

- 場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部
- (二) 実技試験

日 時 平成二十六年六月二十四日（火曜日）
場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であって、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年四月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類
 - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び

七 受検手数料
 撮影年月日を記入すること。(二枚)

八 収入証紙には、消印をしないこと。
 受検票の交付

九 その他
 検定申請書を提出した警察署において交付する。

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員
 雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十六年六月三日(火曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十六年六月十九日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十六年四月二十一日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとす。

五 検定申請書の提出先
 山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。(二枚)

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

平成
二十六年
二月
二十八日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県
知事
庁